

全世代型社会保障検討会議（第4回）

議事録

（開催要領）

1. 開催日時：令和元年11月26日（火）17:15～18:08
2. 場 所：官邸4階大会議室
3. 出席者：

| | | |
|-------|---------|--|
| 議 長 | 安 倍 晋 三 | 内閣総理大臣 |
| 議長代理 | 西 村 康 稔 | 全世代型社会保障改革担当大臣 |
| 構 成 員 | 麻 生 太 郎 | 副総理 兼 財務大臣 |
| | 菅 義 偉 | 内閣官房長官 |
| | 高 市 早 苗 | 総務大臣 |
| | 加 藤 勝 信 | 厚生労働大臣 |
| | 梶 山 弘 志 | 経済産業大臣 |
| | 遠 藤 久 夫 | 国立社会保障・人口問題研究所所長 |
| | 翁 百 合 | 株式会社日本総合研究所理事長 |
| | 鎌 田 耕 一 | 東洋大学名誉教授 |
| | 櫻 田 謙 悟 | SOMPOホールディングス株式会社 グループCEO 取締役 代表執行役社長 |
| | 清 家 篤 | 日本私立学校振興・共済事業団理事長 |
| | 中 西 宏 明 | 株式会社日立製作所 取締役会長 兼 執行役 |
| | 新 浪 剛 史 | サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長 |
| | 増 田 寛 也 | 東京大学公共政策大学院客員教授 |
| | 柳 川 範 之 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |

（議事次第）

1. 開会
2. 中間報告に向けた具体論について
3. 閉会

(配布資料)

資料1 基礎資料

資料2 民間議員や有識者等からご指摘いただいた主な論点

資料3 遠藤議員提出資料

資料4 翁議員提出資料

資料5 増田議員提出資料

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 それでは、ただいまから、第4回の「全世代型社会保障検討会議」を開催いたします。

本日は、前回までにいただきました民間議員の皆様方、有識者の御意見を踏まえ、年末の中間報告に向けて、具体論について、御議論いただきたいと思いますと考えております。

まず事務方から資料を説明させます。

○新原室長代理補 資料1のパワーポイントの表紙をお開けください。データを御紹介します。

1ページからは、年金についてです。国民年金の加入者に雇用されている方が4割おられます。

2ページです。厚生年金ではなく、国民年金に加入している短時間労働者を見ると、いずれの年齢でも女性が多く、男性の中では、就職氷河期の30代が多くなっています。厚生年金の適用拡大は、これらの方々にプラスになります。

3ページです。厚生年金の適用拡大による労働時間に与える影響を見ると、2016年のときは、労働時間を延長した方が労働時間を短縮した方より多くなっています。

4ページです。厚生年金の適用拡大の負担を見るため、週30時間未満のパート労働者の分布を見ると、卸売業・小売業、飲食業などが多くなっています。

5ページからは、高齢者の就労についてです。近年の就業者増の内訳を見ると、男女ともに60歳以上の伸びが著しいことがわかります。

6ページです。高齢者の就労理由を調べると、年齢を経るに従って、お金を得る目的が減少し、生きがい、自分の能力の発揮、社会の一員としての務めを果たすといった理由が圧倒的に増加します。

7ページです。他方で、就業希望の65歳以上が仕事に就けなかった理由の1位は、仕事が見つからなかったからであり、うち半分は、条件にこだわっていないことがわかります。

8ページです。仕事の見つけ方を見ると、20代から40代のインターネット経由やハローワーク経由に比べて、60代の高齢者では、前の職場からの紹介が多く、制度的にもこのルートを拡充する必要性がわかります。

9 ページからは、中途採用・経験者採用に関してです。企業規模が大きくなるに従って、新卒採用への依存度が高くなることがわかります。

10 ページです。このため、転職希望者が企業から欲しい情報は、正規雇用の中途採用実績が多く、特に大企業については、この部分の開示を求めていく必要性がわかります。

11 ページからは、兼業・副業です。許可する予定のない企業が76%を占めます。

14 ページに飛んでいただきたいと思います。企業が兼業・副業を認めていない理由を調査すると、過重労働のおそれ、労働時間の管理・把握が困難が大きくなっています。これらの不安感を払拭できる制度整備が課題です。

15 ページからは、医療です。国民医療費は上昇を続けていますが、対GDP比は、近年、安定しています。

16 ページです。年間の医療費は、高齢者ほど増加していますが、自己負担は、50代にかけて増加し、それ以降は低下していきます。主な理由は、保険料負担の減少です。

17 ページです。1人当たりの外来受診回数は、高齢者ほど増加しています。

20 ページに飛んでいただきたいと思います。医療費のうち、高額療養費制度も含めて、公的保険の給付でカバーされる範囲は、後期高齢者が92%、現役世代が80%になっています。

21 ページは、予防についてです。世論調査では、悩みや不安として、半数以上が自分の健康を挙げています。

別紙の資料2のパワーポイントを御覧いただきたいと思います。1枚紙です。

これまで民間議員やヒアリングでお越しいただいた方からいただいた主な論点です。

年金については、受給開始時期の弾力化、厚生年金の適用範囲のあり方、この点については、中小企業の負担との関係、生産性向上との関係の御意見がありました。在職老齢年金制度のあり方について、この点については、就労意欲への影響は少ないのではないかと、年金財政への影響がある、就労可能ではない者との公平性の問題があるといった御意見がありました。

労働については、70歳までの就業機会確保法制について、多様なニーズへの対応が必要である、高齢者向けの安全・健康の職場環境の確保、労働者のキャリア意識の醸成といった御意見がありました。さらに大企業に対する経験者採用比率の情報公開、兼業・副業を進める上での労働時間管理のあり方、フリーランスなど、雇用によらない働き方の問題提起がありました。

医療については、公的保険制度について、後期高齢者の自己負担割合、外来受診時の定額負担など、さらには地域も含めた医療提供体制の改革について、御意見がありました。

予防・介護については、保険者インセンティブの強化、介護現場の生産性向上について、御意見がありました。

以上でございます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 それでは、民間議員の皆様から、御発言をいただきたいと思えます。

50音順で御指名させていただきます。

まず遠藤議員、お願いいたします。

○遠藤議員 遠藤でございます。

本日は、医療に絞ってお話しをさせていただきます。国民の立場からいたしますと、お金の問題の前に、まず受け入れられる医療の中身が大切であると思えます。地元で医師がいるのか、救急医療が大丈夫なのかなどの疑問に答えられるようにすることが極めて重要です。地域医療構想の実現など、医療提供体制の改革の具体的な方向性を示していくことが重要で、医療のあるべき姿を提示していく中で、給付と負担の見直しを進めていくことが、国民の納得を得る筋道だと考えます。

医療保険部会では、今年6月の骨太方針に従って、来年夏に向けて議論を進めることとしています。国民、保険者、事業者それぞれに考えがありまして、コンセンサスを得ることが容易ではないと実感しております。まずどのような選択肢があるのか、国民の生活にどのような影響を生じさせるのか、データに基づいた具体的な議論を行い、関係者全員がなるほど、仕方がないと納得するようなプロセスがどうしても必要だと思えます。

現役世代の負担軽減のために、高齢者の窓口負担については、見直しが必要であろうと考えますが、高齢者は現役世代と比較して、所得が低い、医療の必要性が高い、年齢とともに窓口負担が高くなるなどの特徴があるため、所得によるアクセスの不平等が生じないよう、配慮することが必要です。

実際、私の提出させていただきました資料3の1ページにあるように、75歳以上の平均年収は、70歳から74歳よりも低く、さらに年齢とともに低下していきます。他方、自己負担は、自己負担割合が2割である70歳から74歳の年平均の自己負担額は7.1万円であるのに対して、80歳以上になりますと、自己負担割合が1割であっても、年平均の自己負担額は、70歳から74歳の自己負担を超えております。こうした事実を踏まえますと、一律に2割負担に移行するのではなく、高齢者の生活への影響などを丁寧に検証しながら対応していくことが必要だと思えます。

我が国の医療保険は、リスク全般について、まず定率負担を課して、大きなリスクが生じた場合には、高額療養費制度で対応する、このような形で成り立っております。この定率負担について、最大でも3割とすることを法律で定められております。受診時定額負担を導入することを考えるのであれば、まずこの定率負担との関係をどう考えるのか、どういう医療を目指して、定額負担を課すのか、その意味づけはどうか、こういった基本的な考え方を整理することが重要だと思えます。

受診回数につきましても、提出資料の2ページにありますように、高齢者は、複数の疾病にかかっておりまして、やむを得ず受診をしているケースが大半だと思えます。患者の希望ではなく、むしろ医師の指示や医療上の必要性から受診しているのであれば、全く新

しい仕組みにより、必要な受診が抑制されないか、あるいは低所得者や受診回数の多い高齢者に与える影響など、よく見きわめつつ、慎重な議論をしていく必要があると思います。これらの整理なしでは、単なる財政論による見直しと受けとめられて、国民の理解が得られない可能性があると思います。

私自身、長らく患者負担の見直しにかかわってきましたが、毎回、合意に至り、成案を得るまでには、政府・与党においてさまざまな議論があり、紆余曲折を経て、ようやく実施されてきたと思います。例えば高齢者の患者負担を引き上げた平成18年改正では、社会保障審議会でも、さらには与党でも激しい議論があったと記憶しております。

しかし、こうしたプロセスが痛みを伴う改革にはどうしても必要だと思います。改革案の中身とともに、国民の理解と納得を得るプロセスを十分に考えることが大切なポイントだと考えます。いずれにいたしましても、国民の安心を確保しながら、我が国が世界に誇る国民皆保険制度を次世代に引き継ぐためには、議論を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、翁議員、お願いいたします。

○翁議員 私は、資料4で要約をお示ししております。

2ページ目でございますが、現在、多くの国民は、社会保障制度が持続可能か、将来不安を持っております。今回の社会保障改革は、若年層、子育て世代も含め、全世代が安心して人生100年を送れることを目指すべきだと思っております。人口動態の変化で、社会保障を支える人と金が不足する懸念が大きいですが、団塊の世代が後期高齢者になる目の今、ここに3つ書きましたが、技術革新の実装とデータ利活用の推進、高齢者就労の環境整備、そして、給付と負担の見直しを全体として実現することが鍵だと思っております。

次のページになりますが、技術革新の実装とデータ利活用に関しましては、いろいろなことが可能になってくると考えております。未来投資会議でも議論しておりますが、医療の質の向上と健康寿命の延伸、医師の働き方改革、保険者のレセプト分析による重複受診・重複投薬の是正指導、介護サービスの生産性向上、高齢者の自立支援など、さまざまな課題解決に貢献すると考えておりますので、これを一層進めるべきと考えております。

4ページでございますが、高齢者就労の環境整備は非常に重要だと思っております。高齢者のライフスタイルは多様でございますので、その多様な就労が可能になる環境整備が必要でございます。社会の支え手となることが、高齢者本人の生きがいにもつながりますし、また、社会保障の持続のためにも重要だと思っております。

そのためにも、人生で二毛作がしやすいように、企業の中途採用方針の開示なども進める必要がございますし、そういった人材の流動化策やリカレント教育なども進める必要があると思います。多様でより長く働くライフスタイルに合った厚生年金の適用範囲拡大などの年金改革や、健康寿命延伸も同時に進めていくことが必要だと思っております。

次のページは、特に医療の給付と負担の見直しでございます。その目的は、高齢化のもとで国民皆保険制度を維持することと明確化すべきだと思っております。医療費の増加の原因は、高齢化と医療の高度化でございます。

これら2つの観点から見ますと、まず高齢化の観点は、2つ目のポツですが、負担割合を年齢で区切らず、応能負担を徹底することだと思っております。具体的には、低所得の方には配慮しつつ、75歳以上の方は、窓口2割自己負担をしていくことを提案いたします。長年の議論に結論を出すときでございますして、後期高齢者の急増前に、今のタイミングを先送りはできないと考えます。

第2の観点は、医療の高度化の取り組みを持続可能にする財源の確保でございます。大きな病気に備えられる皆保険制度の持続には、医療の高度化の恩恵を受ける全世代は、どうやれば広く薄く負担できるかということを考えていく必要があると思っております。広く薄く定額の負担をすることは、有力な一案でありますし、ここに書きましたように、本来、軽微なものについては、例えば市販品類似薬の保険給付範囲の見直しや、効果の小さい薬剤など、個別項目の給付率調整なども検討してはいかかと思っております。給付率調整ができれば、例えば門前薬局の調剤報酬の給付率を下げて、患者の行動を変えるということも可能になると考えております。

以上、医療、年金、労働などに係る改革の全体像を中間報告で示すべきだと思っております。

以上でございます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、鎌田議員、お願いいたします。

○鎌田議員 鎌田でございます。

私からは、労働に関連して、4点ほど意見を述べたいと思っております。

高齢者就業であります。働く意欲のある高齢者が多くなっておりますが、年齢を経るにつれて、そのニーズは多様化していきます。こうした状況を踏まえて、70歳までの就業機会の確保については、雇用によるものだけではなく、雇用によらない働き方も選択肢に位置づけることが検討されています。

審議会においては、選択肢がこれまでより多様なものとなることを踏まえ、労使間での十分な話し合いが行われることなどを重視して、議論が進められております。現場において、実際に取り組みが進むためには、当事者である労使の共通認識が必要ですので、こうした点を含めて、具体策の検討を進めていくことが必要であると考えております。

フリーランスについてです。高齢者の就業の選択肢の1つとして考えられているものの中に、いわゆるフリーランスもあります。こうした労働者に類似した働き方を選ばれた方が安心して働けるよう、その保護のあり方、環境整備についても、しっかり検討を進めていく必要があると思っております。

中途採用についてです。人生100年時代においては、中途採用を通じて、労働者の主体的なキャリア形成が行われ、職業生活のさらなる充実や再チャレンジが可能となる環境整備

が重要です。

その1つとして、企業による中途採用比率の情報公表に向けた法整備と、自主的な公表を促す支援策の組み合わせも有用と思います。現在、審議会でも議論を進めておりますが、労働者と企業のマッチングの促進に役立つ情報が公開されていく必要があると考えております。

最後に、兼業・副業についてですが、兼業・副業をされる方について、どのように労働時間を管理していくかは難しい問題ではありますが、働き過ぎになってはいけないのは、兼業・副業をされていない方と同様です。兼業・副業をする方の健康管理や労災補償を含めて、審議会でも議論を進め、兼業・副業をされる方が安心して働ける環境を整備することが急務と思います。

以上であります。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

櫻田議員、お願いします。

○櫻田議員 ありがとうございます。

私からは、主に年金と医療について、コメントを申し上げたいと思います。

年金につきましては、今後の検討課題を含めて、3点申し上げたいと思います。

1点目、被用者拡大についてであります。本件については、これまでも異論があることは十分に承知しておりますけれども、社会保障の持続性を考えると、これはぜひ進めるべき施策と考えています。

前回の会議でも申し上げましたけれども、この課題に対しましては、事業者は生産性向上で対応するべきだと思っております。とりわけ生産性に関しまして、私は、世界比較において、大企業に問題があると思っております。むしろ大企業がデジタル投資等で付加価値を上げるといった、本質的な生産性向上をいかに図るかという仕組みを徹底的に議論するべきだと、自戒の念を含めて思っているところであります。

また、これまで週20時間から30時間の短期労働者に関して、議論を進めてまいりましたが、一方で、週30時間以上働きながら、なお厚生年金が非適用で国民年金に加入している方が300万人いらっしゃるということについても、今後、ぜひ議論が必要だと思っておりますことを申し上げておきたいと思っております。

2点目は、受給開始年齢の弾力化についてでございますけれども、高齢者が働ける社会の変化を反映した改正ということで、高く評価したいと思います。一方で、現在でも繰り下げ受給制度がございますが、使っている方が2%に満たないという中で、国民にこの制度の内容、あるいは年金の安定性、あるいは持続可能性をしっかりと分かってもらうためにどうするかという制度の周知徹底について、あわせてしっかり検討する必要があると思っております。

3点目は、今回のテーマになっておりませんが、マクロ経済スライドの名目下限措置についてであります。足元、働き手、すなわち、支え手を増やすことで、平均寿命の

延びからくるマイナス幅を抑制でき、結果として、今年度に続き、来年度もマクロ経済スライドをフルに適用できる見込みと認識しております。ただ、将来世代のことを考えますと、未来永劫、このような名目下限措置を残しておくべきかということについては、議論をする余地があるのだろうと思っています。

医療について、2点申し上げたいと思います。

1点目は、現在、自己負担割合の引き上げと、受診時の定額負担が議論されているわけですが、以前に申しましたように、50兆円弱の医療費、そこに国費が10兆円超投入されている、さらにこれが増えていくという規模とスピードを考えると、どちらかを選択するという余裕はなく、当然にして、これはどちらも実行するべきではないかと申し上げておきたいと思います。そして、団塊の世代が2022年度から後期高齢者に突入することを考えると、今回の中間報告に盛り込むべきと思っています。

2点目は、特に自己負担割合の引き上げですけれども、私は、社会保障制度全般を貫く概念として、能力に応じた負担という考え方を強く持っておりまして、医療の自己負担についても、70歳からとか、75歳からといった年齢ではなく、全世代を通じて、例えば資産や所得に応じて、自己負担の割合が決まるという応能主義を徹底するべきではないかと考えている次第であります。

最後に、介護についてであります。

私が申し上げてきた問題意識を論点としてまとめていただいていることは、高く評価したいと思います。年明け以降、具体的な対策や政策について、これから議論できるよう、ぜひ要望したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

いずれにしても、若者が希望を持てる、つまり制度の持続性・世代間の不公平感にしっかりと踏み込んだ議論をこれからも進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、清家議員、お願いします。

○清家議員 ありがとうございます。

これまでの当会議での議論を通じて、改めて痛感しておりますのは、全世代型社会保障の理念をしっかりと示すことの大切さであります。それは端的に給付も全世代に、また、負担も全世代でということであり、かつて私ども社会保障制度改革国民会議で、全世代型社会保障ということを行ったのは、まさにこの意味でございました。この理念に沿った制度改革として、中間報告に入れるべきと考えることを、以下、申し述べさせていただきます。

若い世代への給付拡大に関しては、幸いなことに、子育て支援の充実など、かなり進んできていると思います。残された課題の1つは、若い世代と高齢世代の老後保障の格差であります。特に団塊ジュニア世代などは、被用者保険に未加入の人も多いわけですし、現在の高齢世代に比べて、老後保障が低下しかねません。その意味で、非正規雇用者にも、

企業規模にかかわらず、被用者保険を適用することとし、それを可能にする中小企業支援策や生産性向上策の具体的設計を図るべきだと思います。

全ての世代で社会保障制度を支えるという点では、社会保障の担い手をふやすことが最も大切であります。今、申しました子育て支援の充実も、出生率を向上させて、将来の担い手を増やすと同時に、女性の就労を促進して、現在の担い手を増やすことに大いに寄与しております。また、高齢者の就労、雇用を促進して、高齢者にも社会保障の支え手になっていただけるようにすることも、極めて大切であります。

それには、公的年金を就労促進型とすることも必要で、繰り下げ受給による給付加算のメリットをもっと周知徹底し、その適用を70歳以上まで延長すべきだと思います。繰り下げ加算によって給付増となるということは、マクロ経済スライド制による制度の財政的持続可能性向上と、個人の高齢期の生活水準維持を両立させることとなります。その際、繰り下げ受給のメリットを減殺することにもなる在職老齢年金制度は、政策の整合性をとるためにも、継続的に見直していくべきと思っております。

高齢者を支え手とすることを可能とするためにも、高齢期の健康寿命を伸長するための予防医療の充実は大切であります。また、定年の65歳への延長や65歳以上の柔軟な働き方の推進など、高齢期の雇用を促進するための働き方改革もあわせて実施する必要がございます。

全ての世代で社会保障を支える観点から、世代間での負担の平準化も必要です。特に医療面において、給付に関しては、社会保障制度改革国民会議の提言に基づき、プログラム法によって、提供体制の見直しも進められております。一方で、2025年に向けての現役世代の負担増を考えると、75歳以上の人たちも2割の窓口負担を原則とし、それに伴う低所得者対策等の具体的設計を行うべきときに来ていると思っております。

以上、申し上げましたようなことを中間報告に含めるべきであると考えております。ありがとうございました。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、中西議員、お願いいたします。

○中西議員 私の考え方も今まで皆さんがおっしゃられたことと大体同じでございますけれども、そもそもこの検討会議のゴールは、2つある。1つは、どちらかというところ、高齢者に偏っている給付を見直して、若い現役世代の負担を和らげて、先々の見通しを明るくする、これが第一です。それに伴って、持続可能な財政健全化を図っていく。この2つの具体的な道筋をつけることが、この検討会議の目的でございますので、ここに挙がっている項目の是非だけを論じてはいけなくて、全体パッケージ、1つとして考えていくべきだということだと思います。

働き方、年金、医療、予防、介護、これは全部一体で、1つの全体パッケージとしてやっていくことが非常に重要であると思っておりますし、そのために、ここに挙がってきた具体策というのは、これはいいけれども、これはまずいと、一つ一つ場当たりにはするのではなく

て、メリット・デメリットをよく検討しなければいけませんけれども、全て進めていくべき項目ではないかと思えます。

企業からすると、まず働き方についていえば、高齢者の就業機会をどういう形で膨らませられるか、制度の問題もさることながら、今、ちょうど企業が経済の構造変化を踏まえて、多様な働き方を可能にするように、働き方改革の新しいあり方を検討している最中です。その中の一項目として、高齢者もきちっと捉えて、自社の事業環境に合った形になるでしょうけれども、そういう設計をしていくべきだ、見直しをしていくべきだということだと思えます。

年金の受給開始時期の弾力化というのは、当然やっていくべきことだと思えますし、厚生年金の適用範囲の拡大について、中小企業の方々は、大分抵抗感を示されましたけれども、同じような働く環境の中で、中小企業で働いている方だけがデメリットがあるという制度は、やはりおかしい。これは拡大していくべきだと思えます。医療についても、既に皆さん方がおっしゃっていますけれども、現役世代の負担は重いと思えます。そういう意味で、これも、括弧内の3つそろって、全部やるべきだというのが、私の主張でございます。

そういうことで、経団連のPRをさせていただきますと、この辺の話は、11月19日に経済成長・財政・社会保障の一体改革による安心の確保に向けてということで、経済構造改革に関する提言として、公表いたしました。全部書いてありますので、これを強力にこの会議の結論として反映していただければと思っております。

ありがとうございました。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

新浪議員、お願いいたします。

○新浪議員 ありがとうございます。

本検討会議の初回から申し上げていますが、社会保障制度を持続的なものにするためには、経済の好循環を続けていかなければならず、それを伴った改革とすべきであるということを、再度、申し上げたいと思えます。

そして、国民の皆さんに将来の生活の安心感を提供する、そういう改革となるべく、本中間報告においては、先ほど中西議員からもありましたように、年金、働き方、健康予防、医療・介護のあり方について、一体パッケージで改革の方向性を決定し、国民の皆さんに社会保障改革の全体像を示すべきではないかと思えます。

具体的には、「インセンティブの抜本的な強化による健康予防の充実」「働きたい人が働き続けられる環境の提供」すなわち、「年金支給開始年齢の弾力化」や「高齢者の働きたい人たちが雇用されるような充実した仕組み」「兼業・副業もできるような環境の整備」また、「将来生活を支える安心感となる厚生年金の適用範囲の拡大」、若い人たちは、厚生年金に入りたいという方々が結構おられますので、この適用の範囲を拡大すべきだと思えます。そして、生活困窮者に配慮した上で、「高齢者の方々の医療の窓口負担の見直し」

について、現役世代の負担を軽減させるという観点で見直すべきです。現役世代が後期高齢者の負担金等で、今後も負担がどんどん増えていくのではないかと、それがゆえに、消費傾向が非常に厳しくなっている。そういった意味で、保険料負担感の軽減へつなげ、若い人たちに可処分所得が増えていくと思ってもらえるようにすることが必要だと思います。再度、申し上げますが、ぜひこれらを一体で決定し、実行していくべきだと思います。

そして、終末期のあり方なども含めて、人生100年、自分たちがどうやって考えて選べるか、こういう社会をつくっていくべきではないか。その結果として、経済の好循環が続いていく、これを目指すべきだと思います。

先ほど櫻田議員からもございましたが、働き手の拡大とともに、応能負担の拡大はしっかりと進めるべきではないかと思えます。この点については、議員の皆さんも同意されていると思えますが、具体的に応能負担を実現させるためには、もう一步踏み込んで、マイナンバーの制度の活用が必要なのではないかと。ぜひとも中間報告の段階で、基本的考え方として、それを盛り込んでいただきたいと思います。

さて、新たな負担が生じるのは、中小企業でございます。櫻田議員からも生産性の向上というお話がございました。中小企業にとって必要なのは、有能な人材が供給されることだと思います。それを実現できれば、中小企業が最も苦しんでいる人手不足と後継者不足への有効な打開策となるのではないかと思います。

そのために、一助となるのは、先ほど新原さんからもありましたが、大企業に新卒・中途採用の比率の情報開示を求めるのは、いいアイデアではないかと思えます。その際には、より実態が明らかになるように、例えば年齢別、管理職階層別など、情報を少し細かく出すように、企業に働きかけてはいかかと思えます。そして、大企業の中途採用が拡大すれば、おのずと大企業から中小企業に移動する人材も出てくる、こういう体制づくりが必要なのではないかと思います。

これまで何度か申し上げましたけれども、第二地銀あたりには、人材もたくさんおられますから、地銀から地域の中小企業への出資規制の緩和と合わせて、第二地銀がより地域の経済に役立てる人材育成、人材提供ができるようなしくみを考えてみたらどうかと思えます。

また、大企業の人材を、受け入れのための一定の教育訓練を行った上で、中小企業に人材供給を行うとともに、投資を行うファンドを考えてはどうか。これを例えば政府系金融機関を中心に創設して、大企業から人材を受け入れる中小企業を応援する、こういうことも考えてはどうかと思えます。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、増田議員、どうぞ。

○増田議員 ありがとうございます。

私も皆さんと同じでございまして、こちらの論点ペーパーに論点は出尽くしてしまっていて、年金・医療といった主要分野の具体策を来月まとめる中間報告に、パッケージとして、一

体として示すことが重要だと思っております。

医療について申し上げますと、被用者保険の適用拡大にあわせて、後期高齢者の自己負担割合の2割引き上げ、外来受診時の定額負担についても制度改正を実現して、これは前回も申し上げましたが、その実施を2022年の年初までに確実に間に合わせることを、極めて重要であると考えています。

ここで、お手元に資料5として、1枚、資料を用意してございますので、それを御覧いただきたいと思います。これは事務局の冒頭の説明の基礎資料をもとに作成したもののなのですが、資料5の下に書いてございまして、1回当たりの外来受診の患者負担、現役世代は2,100円、これに対して、後期高齢者は800円弱と大きな差がございまして。後期高齢者の自己負担の低さが、上側に書いてございまして、後期高齢者の1回当たりの診療密度の低さ、単価の低さ、受診回数の多さにつながっている可能性があると思っております。

このように、医師数の少なさに比して多い受診回数というのは、現場の疲弊につながっていくわけでありまして、先ほど議員からも高齢者の生活への影響を丁寧に検証すべきという意見もあったのですが、高齢者の事情を理由に、今、申し上げました問題、つまり1つは世代間の不公平、現役世代の保険料負担増の是正をするという議論を立ちどまらせてしまうとすれば、医療現場の働き手を含む現役世代の立場に沿ったものなのか、このあたりが疑問でありまして、全世代型という、この会議の名称やコンセプトに沿っているのかということにもなりかねないと思っております。

したがって、後期高齢者の自己負担なのですが、前回、こちらで三村会頭もおっしゃっていましたが、原則2割引き上げを中間報告で決めて、これが先決です。その上で、低所得者への配慮、激変緩和のあり方など、具体的な設計を急ぐべきだと考えております。

それから、受診時の定額負担なのですが、前々回、こちらで医師会長にお伺いしたところ、紹介状なく大病院を受診した場合、5,000円の定額負担をとっていますということをお尋ねしたのですが、これは会長からフリーアクセスの濫用なり、アメニティー部分に対応してとっているというお答えがあって、その拡大に賛成というお話がございました。診療所の外来受診を含めて、他の外来受診に、今、申し上げましたフリーアクセスの濫用という、同じ要素が全くないとは考えにくいと思っております。

紹介状というのは、御承知のとおり、3割負担の方では750円、1割負担の方では250円支払えば、診療所でもらえてしまうわけで、昨年行われた医療従事者へのアンケートを拝見したのですが、これは3,300人ほどに聞いたアンケートだったのですが、夜間や休日を中心に、それ以外の時間帯を含めて、不要不急の受診に大変困っている。その適正化策としての受診時定額負担の導入に、開業医の方の8割強、勤務医の方の9割強が賛成を述べておりました。そういう結果もございました。しかも、そのほとんどが、1,000円以上の定額負担への賛成という資料でございました。現場のニーズは確実にあって、政権として、現場の疲弊、現場の声にもぜひ耳を傾けていただく必要があると思っております。

それから、地域医療構想の実現については、現在、厚生労働省、総務省及び地方三団体で協議の場を設けて、議論を進めているところですが、地域医療構想は大変重要なもので、これを確実に進めていかなければいけない。そして、その中で、医療機関のダウンサイジングや統廃合を進めるためにも、思い切った財政措置が必要ではないか。その際、今まである基金への単なる積み増しという、これまでの延長ではなくて、国としての新たな措置を明確にして、公立・公的、民間医療機関が等しく使える仕組みとして、地方自治体、医療機関の背中をしっかりと押せるようにすることが必要だと思います。ぜひ中間報告において、働き方改革と一体で、年金・医療の改革の具体例を示して、制度改革につなげるべきだと考えております。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

柳川議員、お願いします。

○柳川議員 今回の全世代型社会保障検討会議は、古い課題を解決していくことも大事ですけれども、新しい時代に合わせて、全ての世代、特にこれからの世代、未来世代も含めた全ての世代が安心できるような、新しい仕組みや制度を提示していくことが大事だと思っております。

その点で、何人かの議員の方からお話しがありましたけれども、トータルのパッケージを提示していくことが重要です。そのときの重要な柱の1つは、技術革新がこれだけ進んでいるので、それを活用した新しい柔軟な制度を提供することだと思っております。今では入社しなくても働けるような技術革新が進んでいます。それから、ネットを通じた新しい助け合いの可能性についても、有識者議員からお話しがありました。こういう技術の発達によって可能になったやり方や仕組みをしっかりと取り入れて、新しい未来に向けた社会保障制度を提示していく、そういうものをきちっと打ち出すことが重要だと思っております。

その点では、終身雇用を前提とした仕組みを抜本的に見直して、人生二毛作あるいは三毛作を可能にするような仕組みが必要でございます。その点において、兼業・副業の促進というのは、非常に重要なポイントだと思っております。ただし、その際、過重労働にならないかという心配が多くの方からあって、時間管理も大事なのですけれども、1つは、いわゆる正社員の働き方の見直しで大事で、例えば週3日の正社員とか、週4日の正社員とか、あるいは午前中だけの正社員という形にすれば、空いた時間を兼業・副業に回すことができ、より多面的な働き方が可能になります。こういう仕組みもしっかり取り入れていく社会保障にすべきではないかと思っております。もちろん制度的には可能なのですけれども、そういう取り組みを促していくような体制づくりが大事だと思います。

また、企業が中途採用を拡大していくことも重要で、これは新浪議員からもお話しがありましたけれども、年齢別にどの程度中途採用が進んでいるか、あるいは経営人材、この部分の人を動かしていくことも重要なことだと思っておりますので、経営人材の中途採用の拡大の方針をしっかりと企業の側に打ち出してもらって、目標を掲げて、それを開示してい

くことも重要で、ここが流動化して、風通しがよくなってくると、より前向きな方策で企業が活動できるのではないかと考えておりますし、もちろん国や地方の公務員も中途採用を拡大していくという方針が重要だと思っております。

そのためには、リカレント教育の充実も当然重要でございまして、現状、リカレント教育が重要だと言うのだけれども、どういうことを身につけてもらうと中途採用につながるのか、新しく就職できるのかというのが、まだ明確ではないところがありますので、このあたりは、経済界と連携して、人材移動に必要な教育をきっちり明らかにして、整備して必要もあるだろうと思います。

それから、新しい助け合いという観点からいくと、自主的な相互扶助を支援するというのを、もう少し考えていいような気がいたします。例えば余裕のある高齢者の方が、自分の年金を地元地域の子供たちに寄附をする。こういうことに対して、例えばインセンティブをつければ、いわゆる制度の表向きのところに頼らないような移転が可能になるのだと思います。この手の工夫は、いろいろと考えてもいいのではないかと思います。

重要な柱の2番目は、最初の回でも申し上げましたけれども、未来世代も含めて、しっかりと持続可能な制度を残すことで、子供世代、未来世代に対して安心を確保することが大事だと思っております。この点では、将来に対して保守的に考えて、経済成長が場合によっては大きく落ち込んでも、持続可能な制度をつくっていく、それが担保できるような年金・医療、特に医療分野の給付と負担の見直しが必要だと思っております。

その点では、もう何人かの方からお話しがありましたけれども、後期高齢者の原則2割負担や外来受診時の定額負担については、経済財政諮問会議でもしっかりと議論をしてきて、改革工程表にも載ってきた議論でございまして、ここではしっかりと決着をつけて、中間報告で当然盛り込むべき内容だと思っております。

本来は、それに加えて、例えば翁議員からお話しがあったような、個別の給付率調整なども考えていく必要があると思っておりますし、もとより、本質的には、経済成長に見合った医療費目標をつくって、例えば給付の面からも中期的な安定を目指すことが、未来世代に安心を残していく上でも重要なのではないかと考えます。

年金については、受給開始時期の弾力化や厚生年金の適用範囲の拡大は当然必要でございまして、櫻田議員からお話しがあったような、マクロ経済スライドの名目下限措置の再検討も考えていくべきなのではないかと考えております。

それから、データを活用しながら、健康予防分野を促進していくことも重要なのですが、例えば保険者努力支援制度でも、市町村ごとの点数獲得状況が指標ごとに公表されていないのが現状なのです。こういうものが提示されていないと、近隣市町村との取り組みの比較であるとか、優良・先進事例の把握ができないので、データはきちっと出して、見える化して、その上で、それを活用していく、促進していくことが重要だと思っております。

少し長くなりましたけれども、以上です。ありがとうございました。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

それぞれの論点につきまして、御議論をいただきました。

あらかじめ発言を希望していただいております閣僚から、順次、御発言をいただきます。

加藤厚労大臣、お願いいたします。

○加藤厚生労働大臣 今までお話しがありましたように、全世代型社会保障を考える上では、2025年、2040年という将来を見据えながら、改革のあり方を考えていくことが必要でありますし、何よりも生産年齢人口の減少という、人口構造の変化を意識していかなければいけないだろうと思います。

そのため、経済・社会の担い手をふやすという視点から、社会保険の適用拡大などの年金改革、70歳までの就業機会を確保する高齢者雇用の改革、予防・健康づくりの充実による健康寿命の延伸に重点を置いて取り組んでいきたいと考えております。

また、給付と負担の問題も重要なテーマであります。国民生活に直結する課題でもあります。どういう医療を求めていくのかといった議論をベースに、給付と負担のあり方を考えていくことで、あわせて国民の理解と納得を得ていくことが必要であると思います。

厚労省でも、医療の問題については、今年の骨太方針に基づいて、来年夏に向けて、給付と負担のあり方を含めて、関係審議会での具体的な検討をお願いしていくことを予定しております。

検討に当たっては、高齢者をはじめ、国民の生活に影響を与える課題であるということ、さまざまな角度から、データに基づき、国民の生活への影響を丁寧に見きわめながら、進めていく必要があると考えております。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、高市総務大臣、お願いいたします。

○高市総務大臣 ありがとうございます。

医療につきましてですが、地方の財政負担は、平成29年度ベースで約5.6兆円と非常に大きくなっておりまして、国と地方が一体となって改革を進めることが重要でございます。

地域医療構想の推進につきましては、先ほど増田議員が御紹介くださりましたが、現在、地方三団体、厚生労働省、総務省により協議の場を設け、議論を進めております。地域医療構想を推進する必要性につきましては、国・地方間で共通認識が図られました。

しかしながら、地方側からは、その議論の環境整備のために、公立病院、民間病院が同じテーブルで議論できるためのデータ提供や、公民の別ない国費による思い切った財政支援を行うべきだといった声が出ているところでございます。

なお、先ほど新浪議員からマイナンバーの活用についてお話しがございました。令和3年3月から、マイナンバーカードを健康保険証として活用できるようになり、同年秋ごろからお薬手帳としても活用する予定でございますので、これは重複投薬の防止、残薬の減少に資するものだと考えております。さらに銀行口座とマイナンバーのひもづけが進んでいきますと、医療費のストックも含めた応能負担もできるようになるのではないかと考え

ております。

以上です。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

続いて、梶山経産大臣、お願いします。

○梶山経済産業大臣 私からは、厚生年金の適用範囲の拡大について、発言をさせていただきます。

人生100年時代を迎え、ライフステージに応じた働き方の多様化が求められています。

このような中、正規・非正規を問わず、厚生年金の適用範囲を拡大し、老後の安心を確保していくことは大変重要なこととあります。

他方で、この会議でも、中小企業団体から、適用拡大による事業主負担の増大について、意見がありました。

適用拡大による影響は、業種によって異なり、パート比率の高い小売・卸売業、飲食業では深刻だと思われまます。

そうした業界の声をよく聞き、丁寧に議論を進め、段階的な対象の拡大なども図る必要があると考えております。

経済産業省としては、生産性を向上させるための設備投資、IT投資、販路拡大などに対する支援など、中小企業施策の拡充を図り、小規模企業については特段の配慮を行い、全力で環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 続きまして、麻生副総理、お願いいたします。

○麻生副総理兼財務大臣 アベノミクスの効果が出てきて、経済とか、雇用情勢がよくなっている状況だからこそ、働き方改革とか、高齢者の就業促進が進んでいるわけですから、今の時期にこそ、働き方改革とか、健康・予防の推進、年金、医療の全体改革、そういったものをパッケージとして進めていくべきで、その中で、給付とか、負担のあり方も見直していかなければならないものだと思っております。

この会議で、さまざまな世代の方々、立場の方々、いろいろと御意見を伺ってきましたけれども、本日も民間議員の方々からいろいろな御意見を伺いました。論点は出尽くしているのだと思っておりますので、民間の方々の意見も、大きい方向性ではほぼ一致しているように聞こえます。

特に医療では、後期高齢者の窓口負担とか、受診時の定額負担、いわゆるワンコイン、額が100円か、500円か、1,000円かというのは別にして、これまで長らく検討課題とされてきた項目がありますけれども、この機を捉えて、先送りをしないで結論を出していくべきだと思っております。

団塊の世代が75歳になるのが2022年なので、残された時間はありませんし、私どもとしては、機は熟していると思っておりますので、ぜひ中間報告において、この際、年金とか、医療などを含め、改革全体をパッケージとして、一体として、速やかに実施に移していかなければならないのではないかと考えております。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 ありがとうございます。

予定されておりました御発言は以上でありますけれども、何か特段でございますか。よろしいですか。

それでは、総理から締めくくりの御発言をいただきたいと思います。

その前に、プレスが入ります。

(報道関係者入室)

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 それでは、安倍総理、よろしくお願いたします。

○安倍内閣総理大臣 本日は、年末の中間報告に向けた具体論を議論いたしました。

9月に全世代型社会保障検討会議を立ち上げ、皆さんに御議論をいただくとともに、女性、若手、そして、働き方改革の有識者の皆さん、医療、中小企業、労働の各関係者からヒアリングを行いました。

さらに20日に10代から70代まで、大変広範囲の世代の皆様、さまざまな状況にある皆さんから、東京だけではなく、遠方からもお越しをいただきまして、全世代型社会保障改革について、率直な意見を伺ったところであります。

これまで社会保障改革といえば、年金、医療・介護だけを議論してきたのでありますが、人生100年時代の到来を踏まえまして、今回の全世代社会保障改革は、働き方を含めた、改革をまさにパッケージとして行っていくものであります。

結婚、そして、出産といった人生、女性にとっては段階に応じて、男性も含まれるかもしれませんが、また、病気になったとき、あるいは高齢になったとき、どのような働き方ができるか、年金などの各制度とのかかわり合いも重要になってまいります。

ライフスタイルが多様となる中で、高齢者についての画一的な捉え方を変え、高齢者だけでなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、本日議論をしていただいたような、年金、労働、医療・介護など、社会保障全般にわたる改革を取りまとめていく必要があります。

具体的には、70歳までの就業機会確保の法案の早期提出を図るとともに、中小企業の負担感や生産性向上に配慮しつつ、厚生年金の適用範囲をどうするか、また、医療などの分野を含めて、年末の中間報告や、さらに来年夏の最終報告に向けて、具体的な調整を進めていく必要があります。

西村全世代型社会保障改革担当大臣を中心に、加藤厚生労働大臣など、関係大臣は、本日いただいた御意見を踏まえつつ、与党との調整も十分に図りつつ、取りまとめに向けて具体的な検討を進めていただくように、お願いをいたします。

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 マスコミの皆さんは、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○西村全世代型社会保障改革担当大臣 今、安倍総理から御指示がございましたように、本日の御議論を踏まえまして、年末の中間報告に向けて、具体論について、さらに検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次回の開催につきましては、事務局から調整をさせていただきます。
以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。